

令和5年3月29日
山梨県 男女共同参画・共生社会推進監
宮下 つかさ
電話 055-223-1358(内線 1810)

報道関係者各位

「山梨クリスタルえるみん」の新設について

今年4月から、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、山梨えるみん認定制度の上位グレード「山梨クリスタルえるみん」を新設します。



えるみん
★ C R Y S T A L ★

※詳細は別添のとおりです。

女性活躍企業の認定制度

山梨えるみん



女性活躍推進に 取り組む企業を応援します

「山梨えるみん」認定制度は、国の制度である「えるぼし」認定や「くるみん」認定取得の足がかりとすべく、山梨県が女性活躍推進に取り組む企業を認定する制度です。
この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材確保につながります。

〈裏面で確認〉

山梨
えるみん



令和5年4月
上位グレードを
新設しました！

認定要件5項目中
3項目以上で認定

山梨
クリスタル
えるみん



認定要件5項目中
5項目で認定

対象

山梨県内に本社を有し、常時雇用する労働者を有する 企業、法人、団体等

山梨えるみん・クリスタルえるみん
認定企業を募集しています

※詳細については裏面をご覧ください

認定のメリットは？

- ・認定マークが使用できます
- ・県HPへの掲載など広報による支援
- ・人材確保に対する支援
- ・成長やまなし応援融資の対象

【問い合わせ】 山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官 TEL 055-223-1358

女性の活躍を推進している企業等を認定する 「山梨えるみん」認定制度

認定基準

- ✓ 5項目中3項目の基準が満たされていれば山梨えるみん認定
- ✓ 5項目中5項目の基準が満たされていれば山梨クリスタルえるみん認定

項目1 継続就業

「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.6以上であること

項目2 男性従業員の育児休暇の独自取組

男性従業員のための有給の育児休暇制度があり、その休暇制度を利用した者の割合が15%以上であること、又は、育児休業等を取得した者が1人以上いること

項目3 労働時間等の働き方

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

項目4 管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が厚生労働省で公表する産業ごとの平均値×0.9以上であること

項目5 多様なキャリアコース

直近3事業年度に1項目以上の実績を有すること。

A 女性の非正社員から正社員への転換（派：雇入れ）

B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換

C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用

D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

応募要件

1. 対象

山梨県内に本社を有し、常時雇用する労働者を有する企業、法人、団体等

2. 認定の要件

女性活躍推進に関する取組が認定基準5項目中3項目で基準を満たしていること

3. 申請方法

申請書に必要事項を記入し、提出書類を添えて申請窓口へ郵送又は持参により提出
※申請書は、県ホームページからダウンロードしてください。

4. 認定期間

3年（3年毎に更新）

山梨県ホームページ

山梨えるみん

検索

5. 問い合わせ及び申請窓口

山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官（平日8時30分～午後5時15分）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館2階

電話

055-223-1358

FAX

055-223-1320

メール

danjo-kyosei@pref.yamanashi.lg.jp